

盛岡広域振興局長告示第1号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年1月13日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352100077	放課後等デイサービス事業所 「ちるる」	岩手郡岩手町大字江刈内第10地 割14番地3	社会福祉法人カナンの園	令和8年1月1日